

○事業の助成対象及び助成金

(1) 人間ドック等助成事業

ア 人間ドック（人間ドックに準ずる脳ドックを含む。）

会 員 6, 000円

配偶者 3, 000円

イ 居住地の自治体を実施する女性検診（乳がん検診及び子宮がん検診）

会 員 2, 000円

ウ 職場定期検診時の血液オプション検査

会 員 検査料金（税込み）の半額（千円未満切り捨て）

エ インフルエンザの予防接種

会 員 2, 000円

※ 1年度にそれぞれ1回、助成金額を上限として交付。

(2) 観劇助成事業

ア 対象となる観劇（寄席・芝居・コンサート・映画・スポーツ観戦・芸術鑑賞・講演会・動物園・水族館・博物館・美術館・神社仏閣）上記の入場料等が含まれていても、その金額が明らかでないツアー商品については申請。

イ 対象者は、会員及び家族（2親等以内）に限る。

※ 1年度に4, 000円を上限として交付。

(3) 宿泊施設利用助成事業

ア 対象となる施設は、会員の手配による宿泊の利用施設とする。

イ 対象者は、会員及び家族（2親等以内）に限る。ただし、領収書に対象外の者の料金（単価×数量）が含まれている場合はそれを除く。部屋代が宿泊人数に関わらない場合はすべてを対象とする。

ウ 助成金は、1年度につき10, 000円上限として交付。

エ その他

- ・キャンプ場やバンガロー等の1棟貸しの場合、宿泊人数に関わらない場合はすべてを対象とする。また、キャンプ場の領収書に含まれる場合は、購入した飲食材料費は対象とする。
- ・宿泊施設の領収書に含まれる場合は、館内飲食代、シャワー施設使用料は対象とする。
- ・宿泊施設内にあっても、入湯施設、レストランなどで宿泊施設とは別領収書となっている費用は対象外とする。
- ・宿泊施設の領収書に含まれていても、宿泊とは直接関わりがあるとは言えない交通費、土産代、クリーニング代、ビデオ鑑賞代、マッサージ代等も対象外とする。
- ・宿泊施設に支払う金額や、遊園地等のチケット代金が不明の場合は申請不可とします。従って、ツアー商品で交通費、宿泊代、遊園地入園料などが含まれていても、宿泊代、遊園地入園料のそれぞれが明らかでないものは宿泊助成・観劇助成として申請はご遠慮ください。宿泊代、遊園地入園料の明細が明らかにされているツアー商品であれば、宿泊助成、観劇助成ともに申請してください。

2親等以内の親族の範囲

